

## 平成 29 年 第 4 回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 平成 29 年 4 月 25 日（火） 14 時 00 分～
- 2 招集場所 佐々町役場 別館第 2 会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、朏委員、齊藤委員、十時委員、山之内委員
- 4 事務局出席者 水本次長、森田指導主事、江田次長補佐、林枝係長、西係長
- 5 会議録署名委員の指名 十時 嘉代子 委員
- 6 前回の会議録の承認 平成 29 年 第 3 回定例教育委員会（3/28）
- 7 教育長報告
- 8 案 件  
議案第 6 号 佐々町教育方針について  
議案第 7 号 教育委員会自己点検評価について  
議案第 8 号 佐々町立学校におけるハラスメントの防止等に関する  
要綱の制定について  
議案第 9 号 佐々町教育委員会関係補助金等交付要綱の制定について  
議案第 10 号 佐々町立幼稚園保育料条例施行規則の改正について
- 9 報告事項
  - (1) 平成 29 年度長崎県市町教育委員会合同研修会について
  - (2) 佐世保市中学校音楽発表会への佐々中学校の参加について
  - (3) 道徳教科書採択について
  - (4) 名義後援について
  - (5) 準要保護の 4 月認定について
  - (6) 行事関係報告について
  - (7) その他  
・オアシスルーム活動状況報告
- 10 その他
  - (1) 次回開催日程 平成 29 年 5 月 30 日（火） 14 時 00 分～
  - (2) 場 所 佐々町役場 別館 2 階会議室
  - (3) そ の 他

<審議の経過（要約）>

教育長	ただ今から、平成 29 年第 4 回定例教育委員会を開催します。
教育長	<b>5 会議録署名委員の指名</b> 本日の会議録署名委員を指名します。十時 嘉代子委員にお願いします。
教育長	<b>6 前回の会議録の承認</b> 前回の「平成 29 年第 3 回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 ( 「なし」の声あり。 )
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	<b>7 教育長報告事項</b> 次に、教育長報告に入ります。
教育長	(1)教育長の主な行動 4月3日月曜日、教職員の辞令交付式から始まりまして、各学校の入学式等、新年度が始まっております。 4月20日木曜日、佐々小学校のPTA総会、21日金曜日、佐々中学校のPTA総会がありました。これは後で述べますコミュニティ・スクール、給食費徴収方法の変更について、各PTA総会でお願いをしております。
教育長	(2)町内校長会指導事項等 ○佐々町教育方針 後の案件の方で上げたいと思っております。 ○校長として ・「子供のため」とは 物事を一面から見ないようにということで、校長としての平衡感覚を持って物事を判断するようにという話をしたところです。 ・職員を育てる どうしても教職員にも特徴、特性があるわけです。チーム、学校の中で育てるという意識を持ってほしいという話をいたしました。 ・危機管理

教育長	<p>一番大切なのは起こさない対応であるということ、とはいながらも起こる、そのとき、起こったときの対応をどうするか。何を守るということを考えてやるのかということについてよく考えるようというお話をいたしました。そのことによって、校長としての人間性が見られることになるというような話をしたところです。</p> <p>○本年度やりたいこと（学校関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐々町教育振興基本計画の具現化・学校評価の実施 策定時にご検討いただいたように、活動指標というのは事務局として当然やらなければならないことを活動指標にしているわけです。ですから、活動指標についてはオール4をめざしてほしいということを申しました。</li> <li>・コミュニティ・スクール化に向けた準備 これは以前から述べてありますようにソフトに移行、計画できる形をつくるということを主題に置いてやっていく。ただ、学校評議委員会を学校運営協議会に移行しようと思っておりますので、主任児童委員さんを必ず入れておいてほしいということを指導したところです。なお、主任児童委員さんが地域コーディネーター、本当につなぐ役割、いろいろなプランナーであってコーディネートする役割としてお願いしていきたいというふうに思っております。</li> <li>・新学習指導要領への円滑な移行 小学校時数増への対応、年間行事計画から、また、日課表等の見直しも必要になるかもしれない。その準備を十分にして対応を考えておくようにということと、県等が開催する研修会等を活用するようにという話をいたしました。</li> <li>・学校施設整備構想の具現化 おおよその委員会が決めた構想についてはでき上がりつつあります。ただ、財政的な裏づけがないままの構想ですので、いつオープンするかという、タイミング等も必要ではないかと思っております。近々に、教育委員様方にもご提示できればと思っています。</li> <li>・社会科副読本の活用 教育委員さんにも大変ご協力いただいたわけですけれど、3年分を印刷して現在の三、四年生に配っております。部分改訂は3年ごと、そして大規模改訂というのは10年ごとぐらいというスパンで考えたいという話をいたしました。</li> </ul> <p>○目標管理シートの作成</p> <p>管理職職員の目標管理シートが作成されますが、高めの数値化をということでお願いしております。達成できないだろうではなくて、ちょっと背伸びをするぐらいの目標を立ててほしいということで話をしております。</p> <p>○気になっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策推進法 震災いじめ、国が明記ということで、いじめ防止基本方針の改定についてのポイントが新聞に出ていました。具体的な通知が来た段階で一部現在の各学校の基本方針を見直す必要が出てくるかもしれないという話をいたしました。</li> <li>・不祥事根絶</li> </ul>
-----	---

教育長	<p>相次いで不祥事が起こっているわけですけれど、住宅侵入が2件続いております。いずれもお酒の席で酔っ払って云々というようなことでございますけれど、十分に注意するようにということで話をしたところです。</p> <p>・自殺予防</p> <p>中学生3人相次ぎ自殺ということで、これも今月の校長会でも指導したいと思っておりますけれど、本県でもこういう事案が引き続いている。原因は様々でしようけれど、対応について指導したところです。</p> <p>・薬物乱用</p> <p>高校生7人大麻所持ということで、逮捕されたというような記事が載っていました。やっぱり見えないこと、知らないこと、高校生がまさかということが実際に起こるんだということを十分に考えておく必要があるだろうという話です。</p> <p>また、覚せい剤取り締まり法違反で男逮捕ということで、これが佐々町のコンビニエンスストアの駐車場でという事案です。見えないことを見ようということはできませんが、教員、または一般の我々として知らないことというのが結構あるのかかもしれません。そういう恐れ、危機感を持っておく必要があるだろうということでお話をいたしました。</p> <p>・学習用パソコンの管理</p> <p>これも大きな報道がされたわけですけれど、「他人の成績PCで閲覧」ということで、県内の公立中学校で一部の生徒が学習パソコンから教師用のファイルに入れて成績などを見たということです。本町も急いで対応をということで4月10日、このニュースを知った次の月曜日から対応をいたしました。4月12日にパソコン保守点検業者により確認をして問題ないという報告をもらったところです。</p> <p>どうもこの記事の内容から言うと、接続ができるような設定になっていたということに大きな課題があったようです。本町については緊急点検の結果、問題はございませんでした。</p> <p>・安全管理</p> <p>雪崩の事案について、これも連日報道をにぎわしたところですが、当然、これについては大変な事故ではあったわけですけれど、他山の石として何かを中止するというのは非常に難しいことだという話、指導をいたしました。しかし、あえて勇気を持って中止するということも必要ではないかというようなことを校長に指導したところです。</p> <p>また、「こども園に刃物男」ということで、これについても、ないかも知れない、しかし、もしあったときにどう子どもを守るかということを職員とともに考えていく必要があるだろうという指導をしたところです。本当に、「逃げろ」と放送して、てんでばらばらに逃げたほうが早いのかもしれない、いろいろな避難の形態について想定をしておく必要があるだろうという話をいたしました。</p> <p>・PTAの入退会</p> <p>これもニュースとして出ていましたけど、PTA入退会は自由、これは裁判所での和解が成立しています。PTAは任意団体だから加入、不加入については自</p>
-----	--

教育長	<p>由だというような和解が成り立っているということです。だから佐々町はどうするということではないんですが、こういう事案もあるんだということは十分承知しておいてほしい。今のところ、PTAでそういうことが問題になったという話は聞いておりません。</p> <p>・教育勅語</p> <p>これも4月5日前後にマスコミをにぎわせた教育勅語の問題でございます。これについては1948年の衆参両院の排除失効決議というのがなされています。</p> <p>法的には全く効力がないということです。ですから、あえてそういうものをしようとして取り上げる必要があるのかどうかというのは十分に吟味する必要があるという指導をいたしました。これでなければ教えられないのかということです。念のために、現在発行されている社会科の教科書、小中学校全部見てみましたが、これをそのまま使ってある教科書はございませんでした。戦争中の教科書であるとか、その頃の子どもの生活を描き出せるような資料が使ってあるところでした。</p> <p>・個人情報管理</p> <p>素行に問題、生徒13人の情報流出、埼玉の熊谷の中学校ということで、これも外部の方に時折啓発をしてほしいということでお願いをしたところです。安易に情報を流さないということ。軽い気持ちで載せたことが大変な人権問題になることがあります。得るということについては、学校関係者、特に地域人材の活用をする中で必要になってくるだろうという話をしたところです。</p> <p>・教えるスキル</p> <p>これが全てだ、これが正しいと思わないわけですけれど、ただ教師の専門性を磨くということをよくいわれるわけですけれど、教師の専門性といった場合に、例えば、各教科に対する知識、理解を高めるというのがあるわけです。確かにそうなんですが、小中学校においては教えるスキルであるとか、関わるスキルであるとか、そっちの方がもっと大切ではないかということも十分指導してほしいということで話をしたところです。</p> <p>・新学習指導要領</p> <p>これについては資料のとおりです。このあと、告示がなされて冊子が出てくると思います。また、研修会等で具体的なことが話になると思いますので、隨時ご報告ていきたいと思っております。</p> <p>○PTA総会説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクール 保護者の方々にご説明した資料を添付しております。</li> <li>・学校給食費負担軽減事業補助金の変更点について 保護者の方々にご説明した資料を添付しております。</li> </ul> <p>○市町教育委員会理事会、合同会、スクラムミーティング</p> <p>4月21日に長崎県の出張の件で、県市町教育委員会合同会の部分から少しお話をしたいと思っています。</p> <p>13時から15時30分まで、県市町教育委員会合同会がございましたけれど、そ</p>
-----	---

教育長	<p>の中の県教育長さんの話の中から、本年度の重点施策ということで、県の取り組みについてご報告したいと思います。</p> <p>外国語教育の充実ということで、外国語推進教育から委員会の設置がなされるようです。また、ICTの活用ということで3年間で県立高校にも導入をしていくというようなことでございました。</p> <p>続いて、特別支援教育の推進ということで、平成30年度から高校に通級指導を取り入れていくというような話でございました。</p> <p>次に、離島留学生の拡充ということで、離島に不登校生徒の受け入れをする構想をつくる、また、英語コミュニケーション能力に特化した学科をつくるというような話でございました。</p> <p>次に、文化財保護文化活動の充実ということで、平成30年度に佐世保市で全国中学校総合文化祭が開催されます。佐々中についても佐世保と協力する形で活動がなされると思っています。</p> <p>次に、安全・安心な学校給食、アレルギー対応室の導入ということで、試験的に本年度やってみて、よければ順次オープンしていくということでございます。</p> <p>次に、超勤の縮減ということで、教職員の超過勤務が問題になっているんですけど、超勤改善対策委員会を設置するというような話がございます。</p> <p>次に、女性職員の活躍ということで、もう既に小学校は女性のほうがかなりのウエイドを占めています。中学校も5割を超えるというような状況です。それだけ女性が活躍しておられるわけですけど、いざ管理職となると女性の比率が非常に低くなる、能力のある人にポストを与えるということが必要ではないかというお話を。</p> <p>次に、体罰の根絶ということで、これも今回から体罰で処分を受けた教員については指導力向上研修を実施するというような話がございました。</p> <p>次に、意見交換会の中で、活力ある地域社会づくりに貢献できる実践的人材の育成ということで、本町の場合は佐々っ子応援団があるわけですけれど、各町の公民館活動等の取り組みについての情報交換がなされたところです。</p> <p>続いて、県市町教育委員会スクランブルミーティングで、不登校児童への対応についてということで、不登校がゼロのところと不登校で苦しんでいるところ、いろんな事例が報告なされました。本町も不登校については、非常に苦しんでいるところですけれど、今年から公民館のオアシスルームの昼間、相談員が学校に来れない子、学校に來ることを嫌がる子を学習指導をする場として開放しようというふうに思っています。その場合は当然出席取り扱いというふうになるように校長会とも打ち合わせをしたいと思っています。</p> <p>やはり学校の門に入るのがいや、怖い、そういう生徒もおりますので、オアシスルームの活用を考えているところです。以上で教育長報告とさせていただきます。</p> <p>以上までのことについて何かご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>薬物乱用防止は、中学校は6月の終わりぐらいに薬物乱用防止教室をして、小</p>
教育委員	

教育委員	<p>学校は6年生だけ2月にしているんですけど、なるべく身近にあるんだということを一所懸命教えながら言っています。子どもたちも大体わかっていますが、大人が理解できていない、全然無関心な方もいらっしゃるなと思って、PTAのときに話をしてますが、出席者が少ないというのが問題かと思っています。</p> <p>小学生が大麻を吸ったときはすぐに話をしました。12月に小学校でしましたが、やはり、情報が大人に入りにくいようです。県内の事例を話すようにはしています。</p>
教育長	<p>なかなか難しいです。最初は面白半分、興味半分とかという入り口です。それはインターネットにも似てるというような気がするところがあります。</p> <p>インターネットも含めてやはり道徳教育を行い、心の教育の充実が必要なんだと思います。</p>
教育長	<p>ほかに、ございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
教育長	<p>次に、案件に入ります。</p>
教育長	<p><b>8 議事</b></p> <p>議案第6号 佐々町教育方針について (議案及び資料により説明)</p> <p>佐々町教育方針については、学校教育基本方針と社会教育基本方針というのがこれにつながっていたというのが本町のやり方です。</p> <p>これを何とか考え、この学校教育の基本方針と社会教育の基本方針が微妙にずれています。何がずれているかというと、学校教育の基本方針は、教師のあるべき姿について書かれています。</p> <p>また、社会教育の基本方針については、社会教育の振興について書かれています。考えてみれば学校教育の振興といつても、義務教育の場合は独自の評価や独自の何とかというのはできないわけです。ですから、どうしても教師、教える側のことになって、こちらの社会教育のほうは本町の独自性が出てくる。ですから、そうなるならば、基本部分だけにすれすれにした形で佐々町教育方針ということで、佐々町教育の理念と佐々町教育グループ目標という形でまとめてしまおうということでのこの形でご提案したいと思っています。</p> <p>お渡しした6号議案については、昨年度はここに「平成28年度佐々町教育努力目標」と銘打たれていました。その平成何年というのをとって、しばらくはこの形でいきたい。でないと、ご検討いただいた佐々町の教育振興計画にこれが教育方針のベースになるわけです。</p> <p>この一番冒頭に上げた教育方針が毎年度変わることになると、振興計画</p>

教育長	<p>自体が成り立たなくなるということで、少なくとも振興計画がある間はこの形でいかせていただければということをご提案する次第です。</p> <p>なお、校長会のほうでも検討をお願いして、了承はいただいているところです。いかがでしょうか。何かご質問等はございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは、しばらくの間、この形で佐々町教育方針を決定し実施してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p><b>議案第7号 教育委員会自己点検評価について (議案及び資料により説明)</b></p> <p>平成27年度まで、2ページ、3ページに示されたような佐々町教育委員会の自己点検評価シートがございました。これについては、教育振興計画をつくるところで、教育自体の取り組みについてはそれぞれ評価をしておりました。</p> <p>ところが、教育委員会自体の評価が入っていません。学校や公民館がやるべきことについてはありましたけれど、教育委員会自体がやることについての評価がありませんでした。</p> <p>2ページのところに、例えば中項目、教育委員会の意義の運営改善、教育委員会の開催回数、教育委員会運営上の工夫など、こういう項目があったわけですけれど、これがどこを探しても見つけることができませんでした。これが何の出どころなのか。この中に傍聴者の状況も入っていたわけです。</p> <p>3ページのほうは、これはどうもここから来ているようです。</p> <p>次の4ページです。「佐々町教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、または臨時に代行させる規則」というのが、佐々町の管理規則の中にございました。その第2条に、「教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育委員長に委任する。」と書かれてあるわけです。ですから、これを読み込むと、この項目については教育長に委任することはできないといふことです。教育長の事務ではなく、教育委員会の仕事なんだということになるわけです。</p> <p>ですから、これから来ているのが例えば、「教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。」というのが3ページです、「教育行政の運営に関する一般方針を決定する」と流れ込んで来ているわけです。ですから、これの出どころ、旧來のものの2枚目の出どころはこれであろうというふうに思われるし、これが本来の形だろうというふうに思っています。教育委員としてあるべきことということです。</p> <p>ですから、この2枚目の部分をもっと言うならば、佐々町の管理規則、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代行させることができる。」という規則に</p>
-----	--

教育長	<p>のつとつ、1ページです。そこに書かれた16項目について、教育委員の会がやるべき仕事、これについてどうだったかという評価をしていけばいいんではないかというご提案です。</p> <p>確かに、3の「法令に基づく認可に関すること。」は、案件はないという場合もあると思います。その場合は評価不能といいますか、斜線ということになってくるだろうというふうに思っています。</p> <p>そういう姿勢でよろしいでしょうか。この傍聴者云々というのは、どこから、インターネットなどでとて来たものだろうと思うんです。ですから、法的に、本来なっているのはこの16件というふうに読み取ったわけですが、よろしいでしょうか。</p> <p>ちなみに、5ページに枠をくくっていますが、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限を属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代行させることができる。」ということが書かれているわけです。</p> <p>ここに書かれていることが、いわゆる教育長に委任されているということ、教育委員会事務局がやるべきことということになるわけです。</p> <p>ここを読み込んでいくと、これは他ならぬ教育振興計画の中に書かれている学校の取り組みの指導であったり、公民館、サン・ビレッジ等の取り組みだったり、そういう部分等々を含む部分が委任されているということになるだろうというふうに思っています。</p> <p>また、6ページです。これは地教行法の組織運営に関する法律からとった部分です。この枠で囲んだ23条、これが教育委員会の職務権限ということで地教行法には定義されています。これをもって本当は佐々町の教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し云々という条文に反映させなければならないということになるんだろうと思っています。これが昭和60年に制定されて、それ以来改定がなされていないようなので、教育委員会の仕事についてもう一度整理する必要があるのかなというふうに思ってはいます。</p> <p>とは言いながら、現行、佐々町にはこういう規則がありますので、これにのつとつた形でやっていこうというふうに考えているところです。よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議案第8号 佐々町立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の制定について (議案及び資料により説明)</p> <p>本当ならば本日4月25日から施行し、平成29年4月1日から適用するという附則に書いておりますとおり、本日の教育委員会の皆さんのご承認を得た中で、この要綱が実際には適用されていくということで考えていただければと思います。</p> <p>一番最終のところの旧要綱の廃止ということになりますが、旧要綱が「セクシ</p>
-----	--

事務局	<p>「アルハラスメントの防止等に関する要綱」ということで、セクシュアルハラスメントの要綱は既にあったわけでございます。これを廃止して、今回「佐々町立学校におけるハラスメントの防止に関する要綱」ということに新規に改めるということでございます。</p> <p>「県立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱等の一部改正について」(通知) ということで、県の教育長から各県立学校校長宛て出ております。</p> <p>これは、特定事業主行動計画及び人事委員会報告を踏まえ、女性活躍及びワークライフバランスの推進によって職場における育児等への理解を促進し、働きやすい職場環境づくりを推進するため、人事院規則等の改正等に合わせ今回の要綱を下記のとおり改正したので職員に周知をしてくださいという、県立学校校長宛ての教育長通知でございます。</p> <p>こういった人事院規則に基づいて、佐々町役場におきましても、「佐々町職員ハラスメント防止等に関する規定」というのが今回、我々職員に対しても規定が公布されたところでございます。</p> <p>これにのっとって、各市町の教育委員会教育長宛て、「ハラスメントの防止等に関する要綱等一部改正について」(依頼) ということで、これは長崎県教育長から県市町の教育長宛てに送られたものでございまして、この県立学校の校長宛てに送られた要綱のものを基礎として、各市町の要綱も整備をお願いしますということです今回の要綱の制定に至ったわけでございます。</p> <p>従来、冒頭に述べましたセクシュアルハラスメントの防止という項目の中の、これまでの要綱でございますが、今回のものにつきましてはセクハラとかパワハラ、それから妊娠・出産・育児、または介護に関するハラスメントは絶対やってはならないことであり、このことを認識してハラスメントの防止に努めなければならないというのが今回の要綱の中で盛り込まれておるものでございます。</p> <p>定義は、先ほど言いました第2条のところにハラスメント、セクシュアルハラスメント、3番目、パワーハラスメント、4番目、妊娠・出産・育児、または介護に関するハラスメント、5番目、ハラスメントに起因する問題という定義を示してあるところです。これは県のモデルのとおりでございます。</p> <p>監督者の責任ということで、これは校長ということで監督者ということになっています。</p> <p>次に、職員の責務ということで、第4条、2ページのところですけども、そういったことを認識する事項が羅列して書いてあるところでございます。</p> <p>また、最終ページは研修の実施、苦情・相談への対応、相談員の責務、不利益取り扱いの禁止ということで、相談員を設置するようになっております。従来からのセクシュアルハラスメント防止の関係でも相談員は設置されていたわけでございますが、今回の場合も2名を各学校相談員を置くということで、男女1名というふうな運用をしていくということになっております。</p> <p>次に、教育委員会のほうも相談員を置くということになりますが、教育次長が相談員になるような形になろうかと思っておりますが、万一、学校の校長がハラスメントを起こした場合は直接、町の教育委員会にも来るであろうし、別件であって</p>
-----	---

事務局	<p>も直接来る場合も想定されます。</p> <p>そういうた運用と、防止については、平成29年4月25日付の各小中学校長宛ての、この要綱を運用するに当たって細かく定義を書いているところでございます。こういったことをやってくださいという運用の中身でございます。</p> <p>また、相談員を置きますのでその苦情・相談記録表というのも様式に従って記録をとていくというふうになってまいります。</p> <p>最後に、苦情・相談を受ける体制、心構え、そういったもの等を各学校のほうにも運用と指針とあわせまして、本日以降に送付をしたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>今回皆様方にご承認いただきますと、本日付けで告示を行いまして、各学校のほうには通知をしたいというふうに考えております。以上です。</p>
教育長	<p>何かご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
教育長	<p>それでは、本件については承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
事務局	<p>議案第9号 佐々町教育委員会関係補助金等交付要綱の制定について (議案及び資料により説明)</p> <p>まず、背景ですけれども、これまで教育委員会では、数多くの補助金を交付しております。これまで「佐々町の補助金等交付規則」という規則に基づいて順次毎年度交付をしていたところですが、あとで申します、いろいろな補助金が明記された要綱がない、つまり取り決めがないという指摘が実は町の監査委員からもあり、今回、整備をしたいということです。</p> <p>根拠となっておりますのは、長崎県の教育委員会でも同じようにこのような補助金の交付要綱があります。それを準拠させていただいております。</p> <p>本町の教育委員会の補助金については先ほど申しました、町の補助金等交付規則がまずあり、その要綱を定めるほか、いろんな取り決めを定めるという定義としております。</p> <p>第2条から第11条まで補助金の交付規則では触れられていない細かな手順、必要な書類、提出期限等を定めています。</p> <p>こここの事務的な条項になるんですけど、今回の制度の中で一番大事だと思っておりますのは、教育委員会の所管する各補助金を全て羅列をしてみました。名称、目的、対象経費、補助率、補助対象者と、この要項でまとめております。</p> <p>別表の第2条関係の学校教育関係、これは総務班が所管で、3項目なんですけれども、主に学校、部活動関係の補助をしているところです。</p>

事務局	<p>次に、社会教育班関係の所管の補助金を全て列挙しております。</p> <p>社会教育分野で8項目、社会体育分野で13項目ございます。各団体の育成補助金、運営補助金、各種大会への開催補助金が主としてあります。これは例年支給をしているところです。これを今回表に整理をしております。</p> <p>この要綱に基づいて補助金を交付していくことでございます。以上です。よろしくお願ひします。</p>
教育長	<p>実質的なところは変わりませんが、きちんとした形で整理したというふうにご理解いただければと思います。</p> <p>それでは、承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
事務局	<p>議案第10号 佐々町立幼稚園保育料条例施行規則の改正について (議案及び資料により説明)</p> <p>内容につきましては、新旧対照表にありますが、子ども・子育て支援法の国の改正に伴うものとなっています。私立幼稚園のほうは住民福祉課主管のほうで既に改正をされていますが、国から示された時期が3月末ということで、前回の定例教育委員会には間に合いませんでしたので今回、佐々幼稚園に関して5,500円を上限として別で保育料の設定をしているので、提案させていただいています。</p> <p>議決後に適用するという形になりますが、既に4月1日から幼稚園の利用が始まっていますので、さかのぼって4月1日から適用して実施していくという形になっていきます。</p> <p>具体的な改正の内容ですが、今回の改正は、資料の最後の保育料の表で、3-B1から3-B2というところのひとり親世帯等に関しては、国の基準の改正前が7,550円でしたが3,000円に減額をするという形になりました。佐々町も4,000円を上限していましたが、その改正に合わせて同じような基準で3,000円に下げるという形で減額にしています。</p> <p>この表自体には出てきていませんが、通常は第1子はこの表の額、第2子は半額、第3子以降は無料という形で取り扱いをしていますが、今回の改正、これも国の改正に合わせてですが、階層の1から3、A2の階層に当たられる方については2人目の時点で無料にするという形で国の方が改正をするということになりましたので、それに合わせて佐々幼稚園に通われる方もこの階層にいらっしゃる方の2人目以降は無料という形での改正になります。</p> <p>実際上の運用としましては、子ども・子育ての1号と合わせて、ひとり親世帯のところは今回適用されているのは1人ぐらいで、第2子以降の低所得の方の分での階層に関しても4人程度ということで、該当される方は少ない状況ですが、少しでも保育料減額で経済的に困窮されている方の助力になればという形での改正になってきます。説明については以上です。</p>

教育長	<p>いずれにしろ、これは4月分からさかのぼって負担減になるわけです。ご質問等いかがでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
教育長	<p>それでは、本件については承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
事務局	<p><b>9 報告事項</b></p> <p>(1)平成29年度長崎県市町村教育委員会合同研修会について</p> <p>期日が平成29年5月23日、火曜日となっておりまして、これは毎年参加をしている総会、午後から合同の研修会という日程になっております。</p> <p>合同研修会が13時からあります、その後、各委員さんに各テーマごとの分科会が用意されております。それぞれに割り振りをさせていただいて、分科会に参加をいただくという形になっております。</p> <p>そこで、第1分科会から第4分科会ということでテーマが資料のとおりまとめてあります。</p> <p>第5分科会につきましては、教育長が参加をされます。第1から第4分科会の中で各委員さんの割り振りをこの会が終わったあとにお時間をいただいて、決めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>なお、当日、5月23日に出発するようにしているんですけども、昨年と同じように教育委員会の公用車で出発をしたいと考えております。集合出発を7時30分にしたいと思いますのでよろしくお願いします。事務局からは以上でございます。</p>
事務局	<p>(2)佐世保市中学校音楽発表会への佐々中学校の参加について</p> <p>「佐世保市中学校音楽発表会への参加に関する申し合わせ事項確認書（案）」ということで、佐世保市の中学校連盟というのがございまして、その中に体育連盟と文化連盟というふうに分かれています。</p> <p>ご承知のとおり、体育連盟の中には佐世保中体連ということで、既に佐世保地域の体育連盟のほうに佐々中学校が加入いたしまして、今、中学校もスポーツの大会に参加をしているところでございますが、今回新たに、この佐世保市の中学校連盟の文化連盟に学芸部音楽部会というものがございます。この中に毎年、年間の行事の中に音楽発表会というのがございまして、ことしは平成29年11月15日、水曜日にアルカス佐世保で行われるようになっております。</p> <p>主催は佐世保市教育委員会となっておりますが、主管は佐世保市中学校教育研究会音楽部会ということで、先ほどの音楽部会というようなことになっております。</p> <p>今回、この音楽部会の中に佐々中学校も発表会のほうに参加をさせていただいたということで、今まで事前協議といいますか、教育長や佐々中学校長で話をされ</p>

事務局	<p>ていたわけでございますが、4月17日、月曜日ですが、昼から教育長と教育次長で佐世保市の教育長、教育次長、ほか職員の方とお話し合いをさせていただき、平成29年度から佐々中学校も加入することについて打診を正式にいたしたところでございます。</p> <p>今回、その話を以前からもされていたんですけども、今回お会いをいたしまして快く対応をしていただけるようなことでご回答をいただきまして、感謝を申し上げ帰庁したところでございます。</p> <p>このアルカス佐世保の収容人数が1,000席ほどございますので、生徒、保護者、先生方など、アルカス佐世保に入れる収容人数は確保できますということでした。午前の部、午後の部に分けて出入りが行われますが十分対応できるということです。</p> <p>昨年の出演団体が29校ということで、その中に佐々町が29年度から加入をさせていただく流れで今進めさせていただいたところです。</p> <p>今後、手続的には佐世保市の連盟の中に理事会があり、ここで正式に承認をいただいて、正式に認められるという形になりますが、佐々中生徒の参加人数120人に、1人300円程度の負担をしていただきますというような試算になっておりますので、3万円から4万円程度の負担にならうかと思っております。</p> <p>この予算につきましては、7月以降の補正予算の中で計上したいと考えています。また、本件については、町長までの伺いをとりながら進めていこうというふうに考えております。</p> <p>教育長</p> <p>少し補足しますと、音楽会というのは佐世保市内の中学校の音楽の先生たちが集まって組織した会です。そこが実際の運営をする形で、佐々町でもあっております合唱コンクール、あの合唱コンクールで大体の学校は金賞をとった2クラスをそれに参加させています。全中学校です。大規模校、小規模校で持ち時間の差はありますが、3年生の金賞、銀賞を2クラスにしているところもあれば、3年の金賞、2年の金賞にしているところもあります。ただ、この中に音楽の部活動は入りません。あくまでも学級単位のコンクールで勝ったところということになるわけです。</p> <p>ですから、校長からも、ぜひとも佐々中を参加させたい、子どもの励みになると。当然、レベルアップにもつながっていくわけで、そういう相談を受けて昨年の10月ぐらいから少しずつ動きだして、今回、佐世保市の市長さん、それから議長さんにも内諾を得たということで正式に動いてよいということになりました。</p> <p>ぜひ本年度中に間に合うように、ということで動いています。</p> <p>それに先立ってきちんととした形で申し合わせ事項を取り交わしておこうということです。</p> <p>なお、小値賀中についても参加の意向についてお尋ねをしたんですけど、授業時数的に厳し過ぎるということで、今回については見送るということです。</p> <p>ですから、佐々町と佐世保市との申し合わせ確認ということで進めさせていただければという報告です。よろしくお願ひいたします。</p>
-----	---

事務局	<p>(3) 道徳教科書採択について</p> <p>今回、道徳教科書が採択ということになっておりまして、詳細なスケジュール等についてはまだ県のほうから来てないという状況でございます。</p> <p>ただ、最終的な決定が8月末ということだけはわかっているんですけども、県のほうから連絡が来次第、選考委員さんの中には教育委員さんの中から1名なっていただく必要がありますので、そのときにお願いをすることになろうかと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
教育長	<p>先日の教育長合同会の中で、県教委の話では、6月ぐらいに採択指標を県がつくるとのことです。採択指標というのが採択するための各教科その特徴等をまとめたものをつくるということです。それを受けですから、6月か7月ぐらいからばたばたと教育委員さんから何名、PTAから何名というような人選が始まるだろうというふうに思っております。もちろん教職員も調査員として入っていくということになると思います。</p> <p>採択地区はご承知のように平戸、松浦、佐々ということで動きが始まると思います。今年度についてはこれと同時に学習指導要領が変わるということで研修会等も組まれていくというふうに、1つの節目の年になると思っているところです。</p>
事務局	<p>(4) 名義後援について</p> <p>5件分について報告。</p>
事務局	<p>(5) 準要保護の4月認定について</p> <p>4件分について報告。</p>
事務局	<p>(6) 行事関係報告について</p> <p>4月及び5月の教育委員会の主なスケジュールについての報告。</p>
事務局	<p>(7) その他</p> <p>オアシスルーム活動状況報告</p>
<p><b>10 その他</b></p> <p>今回の定例委員会は、5月30日(火)14時00分から別館会議室の予定です。 以上をもちまして、第4回定例教育委員会を閉会します。</p>	
<p style="text-align: right;">(15時20分 閉会)</p> <p>上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。</p>	

平成 29 年 4 月 25 日

教育長 黒川 雅彦

委員 十時嘉代子